

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（令和七年四月八日閣議決定）に基づき、令和七年四月十四日から令和九年四月十三日までの間、法第四十八条第三項の規定による北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び法第二十五条第六項の規定による北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

理 由

外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める必要があるからである。